

東京都合気道連盟 個人情報保護に関する規則

第1章 総則

第1条（目的）

この規則は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に基づき、当連盟が保有する個人情報の適切な取扱いを確保することを目的とする。

第2条（定義）

この規則において、以下の用語はそれぞれ次の意味を有する。

- (1) 個人情報：生存する個人に関する情報であり、氏名、住所、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。
- (2) 保有個人データ：特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成された、個人情報を含む情報の集合物をいう。

第3条（基本方針）

当連盟は、個人情報保護の重要性を認識し、法令を遵守し、以下の基本方針に基づいて個人情報を適正に取り扱う。

- (1) 利用目的の明確化
- (2) 適正な取得
- (3) 利用目的による制限
- (4) 正確性の確保
- (5) 安全管理措置の実施
- (6) 苦情及び相談への対応
- (7) 継続的な改善

第2章 個人情報の取扱い

第4条（利用目的）

当連盟は、個人情報を取り扱うに当たっては、どのような目的で個人情報を利用するのか具体的に特定し、その範囲内でのみ利用します。個人情報の利用目的は、あらかじめホームページ等により公表するか、本人に通知する。特定した利用目的の範囲外のことを利用する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

第5条（取得方法）

当連盟は、適正かつ公正な手段により個人情報を取得する。

第 6 条（第三者提供の制限）

当連盟は、法令に基づく場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに、取得した個人情報
を第三者に提供しない。

第3章 個人情報の安全管理措置

第 7 条（技術的対策）

当連盟は、個人情報の漏えい、滅失または毀損を防止するため、必要かつ適切な技術的
対策を講じる。

第 8 条（組織的対策）

当連盟は、個人情報の取扱いに関する責任者を設置し、個人情報の保護体制を整備する。

第 9 条（人的対策）

当連盟は、個人情報を取り扱う理事会構成員に対し、個人情報保護の重要性を周知徹底
させ、適切な教育・訓練を行う。

第4章 権利の行使

第 10 条（開示請求等）

当連盟は、法に基づき、個人情報の開示、訂正、利用停止、削除等の請求に応じる。

第 11 条（苦情及び相談）

当連盟は、個人情報の取扱いに関する苦情及び相談に対し、適切かつ迅速に対応する。

第5章 雑則

第 12 条（規則の改定）

この規則は、法令の改正等に伴い、必要に応じて、理事会の承認をもって見直し、改定
する。

第 13 条（附則）

本規則は、令和 7 年 9 月 29 日より実施する。